

消防団活動援助規程（例）

（目的）

第1条 この規程は、〇〇〇〇（事業所名）が事業所として地域に対する社会貢献、社会的責任を果たすべく、従業員による消防団活動を支援することを目的として定めるものである。

2 この規程において、消防団活動とは火災時の消防防災活動、平時の予防・防災活動に加え、人命救助、行方不明者の捜索を含むものとする。

（対象者）

第2条 この規程の適用については、常用の全従業員のうち、消防団員に任命されている者を対象とする。

（事前の申し出（届出））

第3条 従業員は、消防団員として採用されたときは、その任期と職務の内容について遅滞なく申し出（届出）るものとする。

2 従業員は、これらの任期に変更があったときあるいは終了したときは遅滞なく申し出（届出）るものとする。

（就業時間中の取扱い）

第4条 従業員の就業時間中に消防団員として出動要請があった場合、雇用責任者に申し出（届出）を行い、出動するものとする。

2 前項の規定により出動した場合において、その任務の終了後は速やかに業務に復帰しなければならない。

（昇給・昇進）

第5条 従業員が消防団員であること、あるいは労働時間中に消防団活動に従事したことにより、昇給及び昇進について不利益な取り扱いはしない。

（給与）

第6条 消防団活動に従事した期間、あるいは従事した時間の給与については、労働に従事した場合における通常の給与を支給する。

（災害補償）

第7条 消防団活動中に死亡若しくは負傷し、又は疾病にかかったときは、業務外災害として取り扱う。

（年次有給休暇）

第8条 年次有給休暇算定のための出勤率の算定に当たっては、消防団活動上の傷病による休業期間については、出勤したものとみなす。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、消防団活動に関し必要な事項は、諸般の事情を考慮し、その都度決定する。

付 則

この規程は、令和 年 月 日から実施する。

令和 年 月 日

株式（有限）会社×× 代表取締役 〇〇 〇〇 印